

R P A ツール導入等 業務委託 仕様書

令和6年11月

山口県国民健康保険団体連合会

1 件名

RPA ツール導入等業務

2 目的

RPA (Robotic Process Automation) ツールを導入することで、一定のルールに基づいたシステム操作や、各種データを集計した資料作成等、業務量が多く定型的な業務の一部を自動化することで作業時間を縮減し、業務の効率化を図ることを目的とする。

なお、導入するツールについては、本会で検証を行った結果、「WinActor」を調達することとし、本会職員によるシナリオの構築・運用を目指す。

3 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

【導入スケジュール(予定)】

年 月		内 容
令和6年	12月中旬	事業者決定
	12月下旬	契約締結
令和7年	1月上旬	RPA ツール導入、導入教育(研修)
	1月上旬~3月末	シナリオ作成支援(オンサイト等)

4 業務の内容

(1) RPA ツール「WinActor」の調達

受託者は、以下に記載するRPAツール「WinActor」を調達し、インストールファイルを電子媒体(CD-R等)で提出すること。

また、契約期間内にバージョンアップ等で機能追加された場合は、最新のインストールファイルを適宜提出すること。

なお、履行期間中のRPAツールに要する費用は全て本業務の契約金額に含めるものとする。

製品名	ライセンス数
WinActor ノードロックライセンス フル機能版 年間	1

※ライセンス起算日は令和6年12月中とする

(2) インストール作業の支援

「WinActor」をインストールするPCは、本会既存のPC(スペックは以下のいずれか)とする。インストール作業は本会で実施するが、必要に応じてインストール作業に関する支援を行うこと。

OS	CPU	メモリ	ストレージ
Windows 10 Pro	Corei5-10500	8GB	235GB
Windows 10 Enterprise LTSC	Corei5-8500T	8GB	465GB

※インストールするPCはインターネット未接続

(3) 操作研修

RPA のシナリオを構築する本会職員を対象として、実践的な知識・技術を習得させることを目的に研修を実施すること。研修の実施に当たっては、以下の点に留意すること。

- ア 研修を実施する講師は、RPA に関する研修実績がある者とする。
- イ 発注者と協議の上、研修計画を作成すること。
- ウ 研修は本会内での集合演習とし、端末を用いた操作研修を実施すること。
- エ 操作研修は4時間×2回程度を基準とし、対象人数は5名とする。(他に見学者あり)
- オ 研修に必要な資料は受注者が準備すること。(研修に必要な端末は本会で準備する)

(4) シナリオ作成支援（オンサイト）

受託者は、本会からの求めによりオンサイトでのシナリオ作成支援を行うものとする。オンサイトでの支援は5人日（スポット又は連続）を基準とする。

(5) リモート支援

本会職員によるシナリオ作成・運用にあたり、電話及びメールによる本会からの問い合わせ時に、必要な知識や経験を有する者によるアドバイス等のリモート支援（20時間程度）を迅速に行う体制を構築するものとする。

【リモート支援対応時間】

月曜日から金曜日の9時～17時15分まで

ただし、土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に定める休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年1月3日）を除く

5 履行場所

山口県国民健康保険団体連合会（〒753-8520 山口市朝田 1980 番地 7）

6 成果物

- (1) 本業務の履行のため作成された成果物の著作権は、本会に帰属するものとする。
- (2) 成果物は、電子データにて提出すること。
- (3) 本業務の成果物及び納入時期については、以下のとおりとする。

ア ライセンス一式…インストールファイル提出時

イ 研修資料一式…研修実施時

ウ 業務完了報告書…令和7年3月

7 個人情報保護

受注者は本業務で知り得た個人情報については、本会個人情報保護方針等に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。

8 秘密情報保持

受注者は本業務で知り得たすべての情報を本業務の目的以外に使用、または第三者に開示、漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。

また、契約終了後も同様とする。

9 再委託

(1) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本会と協議し、承認を得た場合はこの限りでない。

(2) (1)により本会が承認した場合には、承認を得た第三者も受託者としての義務を負うものとし、受託者は、当該第三者にこの義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。

(3) (1)により本会が承認した場合であっても、受託者は本会に対し、承認を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。

10 その他

本仕様書に定めのない事項又は本業務の実施に関し疑義が生じた事項については、本会と受託者が協議して実施方法等を定めるものとする。